

宮城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.1E-1	4.1E+1	41.6
64	エトフェンプロックス	1.7E+1	1.2E+1	4.5E+0	3.2E+1	65.5
117	テブコナゾール				3.3E+0	3.3
139	トラロメトリン			4.3E+0	2.5E+0	6.8
140	フェンプロパトリン			2.0E+0		2.0
153	テトラメトリン	1.9E+2	6.5E+0	1.7E+2	1.3E-1	360.7
181	ジクロロベンゼン	4.0E+2	1.8E+2			573.7
225	トリクロルホン		6.1E+0			6.1
248	ダイアジノン		6.5E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.6E+2	2.6E+0		163.3
252	フェンチオン	4.1E+0	5.9E+1	4.1E+0		67.2
256	デカン酸				4.7E+0	4.7
350	ペルメトリン	2.3E+1	3.3E+1	1.4E+1	6.7E+1	137.2
405	ほう素化合物		6.6E-2	3.9E+1	1.5E+0	40.3
427	カルバリル			1.5E+2		146.8
428	フェノブカルブ			9.5E+1	1.8E+2	276.8
457	ジクロールボス	8.5E+1	5.8E+2			664.9
合 計		7.1E+2	1.0E+3	4.8E+2	3.3E+2	2561.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等